

金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー管理設備  
「サーバーラック」の管理及び使用に関する取扱いについて

(趣旨)

第1 この取扱いは、金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(以下「ラボラトリー」という。)に設置するサーバーラック(以下「サーバーラック」という。)の管理及び使用に関し、必要な事項を定める。

(管理・運営体制)

第2 サーバーラックの管理・運営は、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長(以下「ラボラトリー長」という。)及び事務員が行うものとする。

(使用資格)

第3 サーバーラックは、次の各号に掲げる者が使用を申請することができるものとする。

- (1) ラボラトリー施設の使用者(金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー細則第8条における「使用者」又は「学外使用者」)
- (2) その他ラボラトリー長が適当と認めた者

(使用申請及び許可)

第4 設備の使用手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) サーバーラックを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、ラボラトリーに空き状況を確認のうえ、使用申請書を提出するものとする。
- (2) ラボラトリー長あるいは事務員は、申請者に使用の可否を通知するものとする。

(使用者の心得)

第5 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、サーバーラックの使用に当たっては、本取扱い、使用上のルール及び注意事項を遵守のうえ、ラボラトリー長及び事務員の指示に従わなければならない。

- 2 使用者は、許可された目的以外にサーバーラックを使用してはならない。
- 3 使用者は、サーバーラック及びサーバーラックに設置した機器(周辺機器を含む。)に、故障あるいは異常を発見したときは、直ちに使用を中止し、速やかにラボラトリー長あるいは事務員に報告しなければならない。
- 4 使用者は、事故防止に十分注意を払わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第6 担当者あるいは事務員は、使用者が前項に違反したと認められるとき、又は管理上支障があると認められるときは、当該使用の許可を取消し、又は当該使用を中止させることができる。

(損害賠償)

第7 使用者は、その責に帰すべき事由により、サーバーラックを滅失、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 使用者は、サーバーラックの使用により受けたあらゆる障害を自己責任によるものとし、損害・傷害賠償責任を本学に請求しない。

(受益者負担)

第8 使用者は、サーバーラックの使用に係る費用(以下「使用料」という。)を負担しなければならない。ただし、ラボラトリー長が特に必要と認めたときは、その一部又は全部を免除することができる。

- 2 使用料は、ラボラトリー長が別に定める。

(雑則)

第9 この取扱いに定めるもののほか、サーバーラックの管理及び使用に関し必要な事項は、ラボラトリー長が別に定める。

金沢大学先端科学・社会共創推進機構  
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー サーバースペース使用申請書  
【新規・変更・継続】(該当箇所には✓)

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長 殿

申請者 所属部局等 \_\_\_\_\_  
職・氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおりベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを使用したいので申請します。

記

研究の種類	<input type="checkbox"/> プロジェクト研究 <input type="checkbox"/> 起業目的			
研究課題名				
教職員 使用者	所属部局	職名	氏名	連絡先(TEL/E-mail)
学 生 使用者	所属専攻名	学年	氏名	連絡先(TEL/E-mail)
その他	所属機関	職名	氏名	連絡先(TEL/E-mail)
使用予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

使用申請者に関する研究の概要等

使用申請者に関する研究の概要等ベンチャー起業化・事業化の可能性
年次計画

金沢大学先端科学・社会共創推進機構  
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー サーバースペース退去届及び使用報告書

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長 殿

申請者 所属部局等 \_\_\_\_\_  
職・氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり研究室を退去しますので、お届けします。  
また、併せて研究室を使用して行った研究の成果／その活用について報告します。

研究の種類	<input type="checkbox"/> プロジェクト研究 <input type="checkbox"/> 起業目的
退去年月日	年      月      日
研究課題名	
退去理由	